

日本プロオーケストラファンクラブ協議会会則の一部改正について

日本プロオーケストラファンクラブ協議会会則（平成18年11月11日総会議決）の一部を次のとおり改正する。

第10条を次のように改める。

第10条 本会に顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、本会の役員を退任したものと及びクラシック音楽に関する知識を有する者のうちから、本会の活動に有意義な助言を与えうる人格、識見に優れた者を役員会で推薦し、会長が任命する。
- 3 顧問を任命したときは、直近の総会でこれを報告する。
- 4 顧問の任期は、本人から退任を申し出たとき終了する。
- 5 顧問は、本会の求めに応じ、その内容に関して適切な助言をするほか、本会の運営に関し助言をすることができる。

附 則（平成26年11月23日山形総会議決）

この会則は、平成26年11月23日から施行する。

【改正の趣旨】

副会長を退任された方の顧問就任を要請し、受諾いただいたことに伴い、日本プロオーケストラファンクラブ協議会に顧問を設置する第10条の顧問を委嘱するものの任命基準、任期、任務に関する規定の全部を改正をするもので、改正と同時に施行したい。

日本プロオーケストラファンクラブ協議会会則の一部改正新旧対照表

新条文	旧条文
第10条 本会に顧問若干名を置く。	第10条 本会に顧問を置くことができる。
2 顧問は、 <u>本会の役員を退任したものと及びクラシック音楽に関する知識を有する者のうちから、本会の活動に有意義な助言を与えうる人格、識見に優れた者を役員会で推薦し、会長が任命する。</u>	2 顧問は、本会の活動に有意義な助言を与えうる人格、識見に優れた <u>人物</u> を会長が委嘱する。
3 <u>顧問を任命したときは、直近の総会でこれを報告する。</u>	新設
4 <u>顧問の任期は、本人から退任を申し出たとき終了する。</u>	新設
5 <u>顧問は、本会の求めに応じ、その内容に関して適切な助言をするほか、本会の運営に関し助言をすることができる。</u>	新設
附 則（平成26年11月23日山形総会議決） この会則は、平成26年11月23日から施行する。	